令和４年　第５回（定例）う　き　は　市　議　会　会　議　録（第４日）

令和４年９月21日（水曜日）

議事日程（第４号）

令和４年９月21日　午前９時00分開議

日程第１　議案第47号　和解及び解決金の額を定めることについて

日程第２　議案第49号　うきは市道路線の変更について

日程第３　議案第50号　うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　議案第41号　令和４年度うきは市一般会計補正予算（第２号）

日程第５　議案第52号　令和３年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第６　議案第53号　令和３年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第７　議案第54号　令和３年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第８　議案第55号　令和３年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第９　議案第56号　令和３年度うきは市簡易水道事業会計決算の認定について

日程第10　議案第57号　令和３年度うきは市下水道事業会計決算の認定について

日程第11　請願第２号　子ども食堂への支援と「じじばば食堂」開設に関する請願

日程第12　請願第３号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願

日程第13　追加議案上程　意見第４号　１件

日程第14　意見第４号　地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

日程第15　閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

・個別施設計画に関する調査

・６次産業化に関する調査

・所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

・子ども子育て世帯への支援策に関する調査

・地域福祉政策に関する調査

・所管事務調査

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第47号　和解及び解決金の額を定めることについて

日程第２　議案第49号　うきは市道路線の変更について

日程第３　議案第50号　うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　議案第41号　令和４年度うきは市一般会計補正予算（第２号）

日程第５　議案第52号　令和３年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第６　議案第53号　令和３年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第７　議案第54号　令和３年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第８　議案第55号　令和３年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第９　議案第56号　令和３年度うきは市簡易水道事業会計決算の認定について

日程第10　議案第57号　令和３年度うきは市下水道事業会計決算の認定について

日程第11　請願第２号　子ども食堂への支援と「じじばば食堂」開設に関する請願

日程第12　請願第３号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願

日程第13　追加議案上程　意見第４号　１件

日程第14　意見第４号　地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

日程第15　閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

・個別施設計画に関する調査

・６次産業化に関する調査

・所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

・子ども子育て世帯への支援策に関する調査

・地域福祉政策に関する調査

・所管事務調査

出席議員（13名）

１番　権藤　英樹君	２番　髙木亜希子君
３番　高松　幸茂君	４番　樋口　隆三君

５番	組坂	公明君	６番	佐藤	裕宣君
７番	竹永	茂美君	８番	岩淵	和明君
９番	熊懐	和明君	10番	中野	義信君
12番	伊藤	善康君	13番	野鶴	修君
14番	江藤	芳光君			

欠席議員（１名）

11番　佐藤　湛陽君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局　長	高瀬　将嗣君	記録係長	宮﨑　　恵君
記録係	中村　菜月君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	髙木　典雄君	副市長	重松　邦英君
教育長	麻生　秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松　　浩君	監査委員事務局長	松岡　美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤　良隆君
企画財政課長	山崎　秀幸君	税務課長	大石　恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井　良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦　　聖子君
建設課長	石井　　太君	都市計画準備課長	石井　孝幸君
水環境課長	瀧内　宏治君		
うきはブランド推進課長			手島　直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			髙山　靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤　重信君
学校教育課長	井上　理恵君	生涯学習課長	山崎　　穣君
自動車学校長	松竹　信彦君	総務法制係長	高良　靖之君

午前９時00分開議

○事務局長（高瀬　将嗣君）　起立、礼。着席。

○議長（江藤　芳光君）　ただいまから本日の会議を開きます。本日は最終日でございます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

その前に報告事項があるそうでございますので、ここで報告をお願いします。生涯学習課長から発言の申出があっております。山崎課長。

○生涯学習課長（山崎　　穣君）　おはようございます。生涯学習課の山崎と申します。

議案第４１号令和４年度一般会計補正予算において、伊藤議員から御質問のありました、伝統的建造物群保存地区補助金の対象となる家屋の屋根の工事面積についての御回答をいたします。

屋根の工事面積は２５７．０平米になります。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤　芳光君）　続いて、企画財政課長から報告があります。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎　秀幸君）　皆さん、おはようございます。大変申し訳ありません。お手元にお配りしております令和４年度の９月補正予算の誤りが見つかりましたので、それの修正のお願いでございます。９月補正予算書の１７ページの分でございます。一枚物の分でございます。

正誤表の③と書いている部分でございます。歳入の分で１７ページ、１６款２項５目の農林水産業費県補助金、こちらの説明の欄の予算項目、歳入予算の補助金の名称が誤っておりました。括弧書きに、太枠になっておりますように、肥料等高騰緊急対策事業費補助金が正しい名称になっております。県の名称が途中で変わったときに、歳出のほうを訂正しておりましたけど、こちらの歳入のほうが訂正が漏れておりました。大変申し訳ございません。訂正のほう、よろしくお願いいたします。

もう一点は、今回の決算特別委員会でいろいろ御指摘というか、誤りの御指摘等もあった分で、成果表の正誤表をまとめております。それで、決算特別委員会で分かった分と、その後、事務局のほうで見つけた分が、また数か所ありましたので、その分も合わせてこちらのほうにまとめておりますので、恐れ入りますが、お手元の成果表の訂正のほうをよろしくお願いいたします。

以上、２点でございます。今後、十分気をつけてやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江藤　芳光君）　それでは続けます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

<u>**日程第１．議案第４７号**</u>

<u>**日程第２．議案第４９号**</u>

○議長（江藤　芳光君）　日程第１、議案第４７号和解及び解決金の額を定めることについて及び日程第２、議案第４９号うきは市道路線の変更については、総務産業常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果につきまして、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。

１２番、伊藤総務産業常任委員長。

〇総務産業常任委員長（伊藤　善康君）　ただいま議題となりました、議案第４７号及び議案第４９号の２件については、総務産業常任委員会に付託されましたので、うきは市議会委員会条例第３６条の規定により、一括して審査の経過と結果を報告します。

最初に、議案第４７号和解及び解決金の額を定めることについて。

平成２８年、市立保育園において、当時１歳８か月の男児が保育室にあったロッカーの金属製のフックで右頬を貫通するけがを負いました。令和３年８月に被害者代理人から提訴され裁判となっておりましたが、令和４年５月に裁判所から和解案が提示されております。市としては、解決金をもって早期に解決したいので、損害賠償事件の和解及び解決金の額を定めることについて議決を求める案件です。

本件の和解案は裁判所から提示されたものであり、相手方も応じる意思を示されているとのことでした。和解金４９０万円については、総合賠償補償保険からの補填があり、今回の一般会計補正予算に計上されています。

当時の状況及び現在の男児の状況について、改めて委員会にて確認を行いました。現在は相当程度、傷跡が目立たない程度まで治癒しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第４９号うきは市道路線の変更について。

今回の市道変更は、浮羽町東隈上の土屋・今川線です。道路として機能のない路線及び他の路線と重複している路線を廃止し、終点を変更するものです。今年６月、県道八女香春線の拡幅に伴う用地移転手続の中で報告を受けたもので、資料の航空写真及び現地調査においても、既に現況は建物が建っている状況でありました。廃止する部分の一部については、市道の払下げを行うこととしています。

委員会では、ほかにも市内にこのような例が存在する可能性があるので、慎重に対応すべきこと、また可能な限りのチェックを行っていただくことを指摘しました。

以上、現地調査及び審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

〇議長（江藤　芳光君）　報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江藤　芳光君）　質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第４７号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　御異議なしと認めます。したがいまして、議案第４７号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に議案第４９号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　御異議なしと認めます。したがいまして、議案第４９号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第３．議案第５０号

○議長（江藤　芳光君）　日程第３、議案第５０号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。６番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤　裕宣君）　ただいま議題となりました、議案第５０号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていましたので、うきは市議会委員会条例第３６条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

この条例改正は、本会議での所管課長の説明にもありましたが、市民の利便性を高めるため、印鑑証明書をスマートフォン・マイナンバーカードで申請できるよう改正するものです。具体的には、うきは市公式ＬＩＮＥに登録し、自身のマイナンバーカードをスマートフォンで読み取り、暗証番号を入力することにより、印鑑証明書の発行手続を完了することができるようになるもの

です。これによって市役所に出向くことなく、印鑑証明書を郵送で受け取ることが可能となります。郵送代金については、今年度までは「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の適用を受けますが、来年度からは自己負担となります。

委員からは、条例施行日が令和４年１１月１日となっているが、使用できるのも同日からかとの質疑があり、そのとおりとの回答がありました。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（江藤　芳光君）　報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第５０号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５０号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案第４１号

○議長（江藤　芳光君）　日程第４、議案第４１号令和４年度うきは市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。１２番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤　善康君）　ただいま議題となりました、議案第４１号令和４年度うきは市一般会計補正予算（第２号）の所管に関する事項については、総務産業常任委員会に付託されましたので、うきは市議会委員会条例第３６条の規定により、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、中野市長公室長をはじめ所管課長、係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行

いました。審査が多岐にわたりますので、主な部分のみ報告します。

２款１項総務管理費、１目一般管理費は、先ほど可決しました議案第４７号損害賠償請求事件に係る和解金の増額補正です。同額が総合賠償補償保険金として歳入の雑入に計上されています。

６目財産管理費は測量登記委託料の増額補正で、旧浮羽老人ホーム跡地売却に向けた調査測量を行うものです。浮羽老人ホーム組合解散時の精算金として、更地にして売却した場合の精算金を久留米市より頂いており、公共施設等整備基金に積み立てています。今回は建物をそのまま残して売却したい意向であるため、再度、久留米市と協議することになろうかと思うとのことでした。

また、敷地内にある納骨堂は、現在もお参りに来られる方がいらっしゃるため、そのまま残して売却するとのことで、管理は現在の老人ホームを運営している社会福祉法人ふたば会にお願いしているとの説明がありました。

７目財政調整基金費は、前年度剰余金の２分の１、４億３，０５０万円を減債基金に積み立てるものです。

８目企画費は、ふるさと納税に係る増額補正です。令和３年度寄附額の確定に伴い、その１１０％で今回、増額補正を行うものです。令和３年度の寄附額は４億３，５５１万８，０００円で、前年同月比でも増加しており、返礼品の品数、数量を増やす事業者や登録事業者が増加しているとの報告がありました。

次に６款１項農業費、物価高騰対策に伴う独自支援策に係る予算として、２つの補助金が計上されています。肥料等高騰緊急対策事業費補助金及び飼料等高騰対策支援事業費補助金です。物価高騰の影響で価格が高騰している肥料及び飼料等の経費を補助し、農家及び畜産農業の経営コストを削減し、産地競争力の維持拡大を後押しするものです。

肥料等高騰緊急対策事業費補助金については、化学肥料の２割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分を支援するもので、国が７０％の補助、そして、県と市が上乗せして補助するものです。今回の補正予算は、県が５０％、市が５％で計上していますが、県の補助率がまだ確定しておらず、確定後、再検討が必要であるが、５％の範囲内で検討したいとの説明がありました。対象となる肥料は、令和４年秋肥から令和５年春肥として購入した分になります。

委員からは、うきは市はフルーツ王国であり、果樹農家は肥料より農薬の購入のほうが多いが、農薬は対象とならないかとの質問がありました。現時点では、国県の制度で農薬は対象になっていないとの回答があり、農家政策として市独自で支援すべきではないか、農薬の高騰はなかったかの調査をしていただきたいとの意見が出されました。

また今年６月、ＪＡから市議会宛てに「生産資材高騰等に対する緊急要請書」が提出されておりました。今回、この要請に応えるような補正予算編成を行ったという確認を委員会で行ってお

ります。

７款１項商工費、商工業振興費では、工業団地適地調査委託料が新規で計上されています。新たな企業誘致に向け、県の補助金を活用して可能性調査を行うものです。朝倉インター付近で探しているという情報が多いので調査したい、少しでも大きな企業に入ってもらい、多くの雇用を望むところである。問合せに答えられるような状況をつくりたいとの説明がありました。今回の適地調査は、３か所選定しているとのことでした。

委員からは、回収見通しも踏まえた上で、塩漬けにならないように留意してほしいとの意見が出されました。執行部からは、採算が合うかどうかも調査に含めており、赤字にならないよう開発していくとの答弁がありました。

次に、臨時経済対策商品券発行事業費補助金の増額補正です。今回は全て電子商品券の発行で、プレミアム率は前回の２５％から２０％に下がっております。あくまでも事業者支援のため計上したものであるとの説明でありました。その効果について確認すると、電子商品券は属性等の細かい情報が把握できるのがメリットで、取りまとめはこれから行うとのことでした。

次に観光費では、道の駅うきは改修基本計画策定業務委託料が新規で計上されています。市が整備した施設である物産館・レストラン・事務室・ウキハコ・駐車場進入口を見直す計画で、国の整備によりトイレ・インフォメーションセンターも新しくなるので、動線の見直しを行うものです。併せて、基本計画図の作成及び概算工事費の積算まで行うとのことです。

委員会では、道の駅の今後を懸念する意見が多く出されました。将来についてどう考えているのか。具体的に設計監理・工事となったときに市としてどう関わっていくのか、予算はどうするのか、永続するためには、農商工観光連携をもって本来の生産基盤を確立すべきという意見であります。

執行部からの答弁は、本年、開設２３年目となる中で大規模改修を視野に入れており、建て替えまで考えている。今年度計画策定、来年度以降実施設計・工事の予定で、予算は補助事業や地方創生拠点整備交付金など、財源を探しながら整備していくことになると考える。また、今年度からの動きとして、新しい機能を道の駅に持たせようと考えている。インバウンド、防災、社会福祉基地になるべく、出荷者や生産者と話しながら、生産者の維持、増加を目指していきたいとの答弁がありました。

次に８款２項道路橋りょう費、３目道路新設改良費は、市道２路線の道路改良舗装工事費及び市道１路線の改良工事物件補償費の増額です。

４目橋りょう維持費の測量設計委託料は、橋梁点検で３判定であった２橋の改修のための増額です。３判定の橋梁は１２橋あったとのことで、１２橋については資料の提出を求め、確認を行いました。

次に８款５項下水道事業費、下水道事業会計負担金として７，６９０万円、一般会計より繰り出すものです。今回の補正予算に対しての異論はありませんでしたが、委員会で議論となりました件について報告します。

今定例会初日、令和４年度うきは市下水道事業会計補正予算（第２号）については、全会一致で可決されました。その中の質疑でもありましたように、下水道使用料減免に関して、未接続者に対する何らかの支援をお願いしたいという意見が委員会でも出されました。

執行部からは、物価高騰対策に伴う独自支援策を行う上で、効率的に広く行うことが重要な要素である。下水道区域の整備がほぼ終わり、広く市民及び事業者に対する支援ができると考えた。未加入者にはそれぞれの理由があり、今回の支援から外れることはやむを得ない部分と考える。様々な支援を行う中で、生活困窮者の支援を行う部分もある。他の支援を組み合わせながら、必要な支援を行っていきたいとの答弁を受けたところです。

また、区域外でなかなか接続できない現実もあるので、解消すべく努力するべきである。接続したくてもできない世帯の実態調査をお願いしたいとの要望が出されましたので報告します。

以上、主な部分の報告でございます。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（江藤　芳光君）　報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。９番、熊懐議員。

○議員（９番　熊懐　和明君）　これは質疑というより要望、委員長にお願いします。

８款５項の下水道の使用料減免についてです。

ここでも書かれておりますように、未加入者はそれぞれの理由があり、今回の支援から外れることはやむを得ない部分と考える。様々な支援を行う中で、生活困窮者の支援を行う部分もある。ほかの支援を組み合わせながら、必要な支援を行っていきたいと答弁を受けたところですということです。

そこで、また区域外でなかなか接続できない現実もあるということ、これは本当に現実があっております。そういうことで、解消すべく努力するべきである。接続したくてもできない世帯への実態調査をお願いしたいとの要望を出されておりますので、今後ここのところに、接続できないで困っている方に調査をし、努力していただきたいと思い、要望だけお願いします。要望だけ。

○議長（江藤　芳光君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。６番、佐藤厚生文教常任委員長。

〇厚生文教常任委員長（佐藤　裕宣君）　ただいま議題となりました、議案第４１号令和４年度うきは市一般会計補正予算（第２号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が分割付託されていました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず２款３項１目１２節委託料、個人番号カード出張申請業務委託料１，５３３万３，０００円については、全額国庫支出金で、マイナンバーカード申請窓口として、市内の商業施設等への申請窓口の常設及び市内事業所等への出張申請の業務を委託するもので、総務省からの取組強化の要請等を踏まえて、出張申請サポート業務委託を計画したとの説明がありました。

委員から、マイナンバーカードの目標数値と期間についての質疑があり、それぞれ努力目標２，０００件、１月から３月の３か月間との回答がありました。また、窓口の設置数はとの質疑に対しては、１か所常設で設置するとの回答でありました。

次に、３款１項３目１８節負担金、補助及び交付金、移動販売事業者支援金の７０万円は、高齢者の生活支援として移動販売を行っている３事業所に対し、高騰している燃料費補助、車両維持費として追加支援を行うもので、内訳は、燃料費として前年度と今年度の同月比較の実績から、２事業者１万円の１０か月、１事業者５，０００円の１０か月分として２５万円、タイヤ交換など修繕費として、それぞれ３０万円、１０万円、５万円の４５万円で、積算については各事業者に聞き取りの上、予算計上を行っているとの説明があり、委員からの今後も実績に基づいた支給を考えているのかとの質疑に対して、そう考えている、今後も調査の上、協議していきたいとの回答がありました。

次に、３款１項７目１８節の負担金、補助及び交付金、障がい福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援金２９２万円についてですが、コロナ禍であっても継続して障がい者への支援を行っている障がい福祉事業所等に対し、物価高騰による食費等の負担を軽減するための支援金です。入所系の事業所には、定員数に応じて食糧費の一部支援で２０万円または４０万円、通所系・訪問系の事業所は、送迎の燃料費や食糧費の一部支援で２万円から１４万円を計２７の事業所に給付し、周知については、登録している事業所に直接文書を送付するとのことでした。

次に、３款１項８目１８節、地域介護・福祉空間整備等補助金２，７６４万３，０００円は、高齢者施設等の防災減災対策を推進するため、大規模修繕、水害対策に伴う改修、給水の整備を行うもので、予定施設はグループホームゆり苑・三春・高見・ひまわり３号館・ひまわりの郷うき

は・さくらデイサービスうきはの６施設で、８種類の改修・整備を行うように国へ計画書を提出しているとのことです。５月上旬に国から補助事業の通知があり、１２の市内対象施設に当初協議の周知を行い、６施設が施設整備計画書を提出、９月内示予定であるため、９月補正予算に計上したとの説明がありました。

委員からの国の全額負担なのかとの質疑に対して、３種類の事業があり、事業ごとに１０分の１０、２分の１、４分の１となっているとの回答がありました。

次に、３款２項１目１８節の負担金、補助及び交付金の８２０万円は、子育て世帯生活支援特別給付金（学生等世帯分）として、食料等の物価高騰等に直面する令和４年度生活支援特別給付金の年齢要件に該当しない大学生等を養育するものに対し、子育て世帯支援特別給付金を児童・生徒１人当たり５万円、対象見込み数の７０名に支給するもので、対象者には広報誌等で周知を図るとのことでした。

また、子育て世帯生活支援特別給付金（住民税均等割世帯分）として、令和４年度生活支援特別給付金（その他の低所得子育て世帯分）の支給要件に該当しない住民税均等割のみの課税世帯で、０歳から１８歳までの児童・生徒を養育するものに、児童・生徒１人当たり２万円を対象見込み数の２３５名に支給するもので、周知は児童手当受給者の中から抽出して通知を行うとのことでした。

次に、３款２項１０目１８節負担金、補助及び交付金、子ども食堂事業費補助金２１２万円についてですが、物価高騰の影響を受けている世帯の食環境の向上や生活困窮家庭等への食支援、地域で子供たちを見守る環境づくりを支援するため、子ども食堂を実施する団体等に対し、その運営費や施設整備費を助成するものです。

委員からの質疑、また所管の回答ですが、子ども食堂への支援金は今回が初めてか。そのとおり。

算定基準は。子ども食堂は月１回の開催で年１０万円、月２回で年２０万円、月３回で３０万円の最大３０万円。朝食に特化した子ども食堂については、年１５万円の補助を２団体。

団体からの子ども食堂の申出があるのか。現在は、よしい子ども食堂のみ。

団体の要件は。市内に活動拠点があること。

高齢者の受入れは可能か。可能である、などがありました。

次に、４款１項２目１９節扶助費の任意予防接種助成金１５万円は、子宮頸がんの原因ウイルスの感染予防を目的としたＨＰＶワクチン接種に伴うものとの説明がありました。

委員からは、財源内訳についての質疑があり、地方交付税措置となり全額一般財源となるとの回答がありました。

最後に、１０款２項２目教育振興費の中の１８節負担金、補助及び交付金――補助金と書い

ておりますが、間違いでございます。訂正をお願いいたします。小学校給食支援金４３６万８，０００円は、物価高騰により影響を受ける学校給食の食材を補助し、これまで同様の給食の質を維持するため増額するもので、小学校７校分、価格上昇率を１０％と見込んで積算しているとのことでした。

委員からは、教育振興費がその他の内訳になっているが、どこからの支出なのかとの質疑があり、歳入１９款１項１目の地域振興基金を繰り入れているとの回答がありました。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（江藤　芳光君）　報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第４１号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、議案第４１号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．議案第５２号

日程第６．議案第５３号

日程第７．議案第５４号

日程第８．議案第５５号

日程第９．議案第５６号

日程第１０．議案第５７号

○議長（江藤　芳光君）　日程第５、議案第５２号令和３年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第１０、議案第５７号令和３年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでは、決算特別委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、一括して決算

特別委員長の報告を求めます。１３番、野鶴決算特別委員長。

○決算特別委員長（野鶴　　修君）　それでは報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第５２号令和３年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第５７号令和３年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの６件の審査の経過を報告いたします。

決算特別委員会では、９月９日から１５日までの５日間にわたり審査を行いました。

その結果、議案第５２号令和３年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第５７号令和３年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの６件は、全会一致により原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤　芳光君）　報告が終わりました。

質疑につきましては、皆さんによる決算特別委員会で審査しましたので省略をいたします。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第５２号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５２号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第５３号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５３号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第５４号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５４号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第５５号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５５号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第５６号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５６号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第５７号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５７号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

────────────・────・────────────

日程第１１．請願第２号

○議長（江藤　芳光君）　日程第１１、請願第２号子ども食堂への支援と「じじばば食堂」開設に

関する請願を議題といたします。

本案は厚生文教常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。６番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤　裕宣君）　請願第２号子ども食堂への支援と「じじばば食堂」開設に関する請願については、厚生文教常任委員会に付託されていましたので、審査の経過と結果について報告いたします。

まず審査の前に、請願者であるよしい子ども食堂代表の藤平氏に御説明いただき、請願書に記載されていますとおり、請願の趣旨は、１、子ども食堂（るり色ふるさと館に専用冷蔵庫の設置等）への支援。２、「じじばば食堂」開設であることを確認いたしました。

１は、現在るり色ふるさと館で開設しているよしい子ども食堂において、食材を仕入れても保管する子ども食堂専用の冷蔵庫がないので設置してほしい。また、現在ボランティアで行っており、需要もあるので、毎日でも開きたいが人員も費用も足りない。支援をしてほしい。

２は、子ども食堂には高齢者の方々も来られる。食に困っておられる高齢者のために行政に開設していただきたいとのことでありました。

各委員の意見として、１の子ども食堂に対する支援については願意妥当であり、また今回、補正予算にも支援策として計上されていることから採択。２の「じじばば食堂」開設については、社会福祉協議会で配食サービス等も行っており、また地域でも、地域包括ケアシステムの取組も進んできているとの意見等が多数あり、不採択とする意見と、高齢者への食生活支援の需要は大きく、食堂開設の必要性は高いとのことから、採択とする意見がありました。討論、採決の結果、子ども食堂への支援のみを採択とする一部採択と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤　芳光君）　報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はございませんか。７番、竹永議員。

○議員（７番　竹永　茂美君）　それでは、討論をさせていただきたいと思います。

今、報告がありましたが、私はこの子ども食堂への支援と「じじばば食堂」開設に関する請願の紹介議員を行いましたので、出された趣旨を生かすべく、反対討論を行いたいと思います。

前段の子ども食堂への支援につきましては、全く意見の相違はありませんが、後半の「じじばば食堂」開設に関する請願で、先ほど佐藤委員長が言われましたように、一部採択になった理由

として、社協が配食サービスを行っているということです。本日、たまたま社協のほうから令和３年度の事業報告書をいただきました。それによりますと、高齢者が１万三十数人、約１万人ちょっとおる中で、実際の配食、一番多いときで３，３００食ぐらい、約３分の１強の提供であり、残りの方が全て配食サービスの対象になるとは思いませんが、社協の配食サービスも３分の１程度しか行われてないということです。

また２点目に、幾つかの自治協で包括ケアシステムと合体して取り組んであるということですが、それは厚生文教常任委員会の一員として訪問し、その実態を見ることはできました。しかし、その各自治協では取り組んであるところも、先ほどの配食サービスと同じように全ての高齢者、あるいは支援を必要な方を包含しているとは言えません。

昨日、保健課のほうに参りまして、資料を頂きました。本年６月１６日に民生委員に御協力いただいているということで、このような食のサービスの分をいただいています。また、広報うきは２０２０年１０月１５日号に、うきは市配食事業サービスについてということで取り組んであることは分かりました。さらに昨日、ある民生委員に電話して、この配食サービスの申請に民生委員の意見が必要だということでしたので、その辺の状況を聞きましたら、積極的に取り組んでいる民生委員並びに保健課の職員もいますが、完全に網羅しているという状況ではないということが分かりました。

藤平氏は――請願書の裏に一覧表をつけてありますが、子ども食堂を始めていく中で、だんだんお年寄りが増えてきた。なぜ増えてきたんだろうということで疑問を持たれておられます。結果として、配食サービスにたどり着いていない。あるいは、各自治協での包括支援センターにもたどり着いていない、そういう高齢者が多いのではないかということでした。１０人の方にアンケートを取っていただいたそうですが、残念ながら、配食サービスのことは知っているけれども、自分が配食サービスの対象になるのかどうか分からない。それから、配食サービスのことは知っているけれども、実際どのような手続を取っていいのか分からないなどなどの困り感のあるお年寄りがほとんどだったそうです。

そういう意味で、私としては、子ども食堂の代表から出されました子ども食堂への支援と「じじばば食堂」開設に関する請願に戻していただきたいと思いまして反対討論を行いました。

以上です。

○議長（江藤　芳光君）　次に、賛成討論を求めます。１３番、野鶴議員。

○議員（１３番　野鶴　　修君）　私も厚生文教常任委員会の委員でありますので、その中の議論の一環として、この分については採択しなかった理由を述べたいと思います。

今、竹永議員のほうからいろいろ言われましたけど、まず第一に、この請願の趣旨というのは、「じじばば食堂」について、行政のほうで開設していただきたいというのが一番の趣旨でありま

した。行政としては、より多くの高齢者の方にそういった配食サービスとか、いろんな形で現在、社会福祉協議会で行っております配食サービスとか、今言いましたように地域包括ケアシステム、そういった取組、それによってより多くの高齢者の方が食のサービスを受けられるということに今、重点的に取り組んでいるという話であります。そういった中において、また新たに行政のほうで「じじばば食堂」を開設しても、一定の、そこまで歩いてこられる方しか利用ができない。逆に言えば非常に限定された利用しかできないというふうな議論にもなりました。そういった意味で、この「じじばば食堂」を今の現段階で開設しても、十分なサービスはできないというふうな意見が出ております。

それと、そのとき、先ほどの佐藤委員長の報告でもありましたように、じゃあ、子ども食堂に高齢者が参加するのがいいのかということについては、何ら支障はないと。この子ども食堂と一緒に高齢者の方も利用してほしいと。逆に言えば利用できますので利用してほしいと、そういった保健課の回答もあっております。そういった意味であれば、この子ども食堂を通じて、高齢者と子供の触れ合い、これがより一層進むんではないかなと。じゃあ、そういった中で、別に「じじばば食堂」を開設する必要はないということで、この部分については、厚生文教常任委員会の中でも、一部こちらのほうについては不採択という意見がほとんどでありました。そういったことを通じまして、この部分については不採択ということでいいと思います。

以上です。

○議長（江藤　芳光君）　次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　これで討論を終わります。

本件は起立により採決をします。委員長の報告のとおり、本件を一部採択とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤　芳光君）　起立多数です。したがって、請願第２号は委員長の報告のとおり一部採択することに決しました。

────────────・────・────────────

日程第１２．請願第３号

○議長（江藤　芳光君）　日程第１２、請願第３号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は総務産業常任委員会に付託いたしておりました。審査の経過及び結果について、総務産

業常任委員長の報告を求めます。１２番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤　善康君）　ただいま議題となりました、請願第３号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願について、審査の経過と結果を報告します。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など、社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。しかし、地域公共サービスを担う人材不足は深刻化しており、新型コロナウイルス感染症や近年多発している大規模災害への対応も迫られ、疲弊する職場実態にあります。このような中、２０２３年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、政府に対し意見書の提出を求める内容でありました。

毎年、職員労働組合から提出されている請願ですが、職員としても非常に財政に憂慮しているということで提出されております。継続して訴え続けることが大事だと考えているとの説明がありました。

審査の結果、請願の趣旨は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

○議長（江藤　芳光君）　報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、請願第３号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第１３．追加議案上程

○議長（江藤　芳光君）　日程第１３、追加議案の上程を行います。意見第４号１件を上程いたします。

―――――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――――

日程第１４．意見第４号

〇議長（江藤　芳光君）　日程第１４、意見第４号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読させます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

〇事務局長（高瀬　将嗣君）　お手元にお配りしております意見第４号を御覧ください。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第１４条の規定により提出します。令和４年９月２１日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員岩淵和明。賛成者、うきは市議会議員伊藤善康。同佐藤湛陽、同組坂公明、同樋口隆三、同高松幸茂。

以上でございます。

〇議長（江藤　芳光君）　朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。８番、岩淵議員。

〇議員（８番　岩淵　和明君）　それでは、意見第４号について提案をさせていただきます。

請願第３号で委員会で可決された報告がありました。それに基づいて意見書の提案ということになります。この請願書には、議員３名の方も提出同意者として出されております。総務産業常任委員会で審議した結果については、総務産業常任委員長より報告がありましたので、簡潔に意見書（案）を述べさせていただきます。

お手元に配付の中で、意見書（案）として出されております。それを読み上げさせていただきます。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など、社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られております。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針２０２１」において、２０２１年度の地方一般財源水準を２０２４年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されております。

このため２０２３年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

お手元に１から次のページに向けて１０項目あります。意見書（案）の中で示されているように、基本的には財政上の措置を強く求める内容になっております。お読み取りいただきたいと思います。最後のほうの５のほうからは、具体的な個別課題等について、少し細目にわたって出ております。うきは市も９番目に出されている森林環境税等についても、その基準を見直すなど、改めてうきは市にとっても極めて重要な課題ではないかというふうに思っております。

また１０番目では、市町村の合併への算定基準の終了の対応の問題等も含めて、そういった対策を講じるよう、改めて求めておりますので、議員各位においてはこの１０項目について、改めてお目通しをいただき、御賛同いただければというふうに思います。

この１０項目をもって、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出したいと思います。令和４年９月２１日。福岡県うきは市議会。以下の衆議院議長をはじめ、経済財政政策担当大臣までの方への意見書の提出をしたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤　芳光君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

岩淵議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第４号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、意見第４号につきましては可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付をいたします。

―――――――――――――・――――――・―――――――――――――

日程第１５．閉会中の調査の申出について

○議長（江藤　芳光君）　日程第１５、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出があっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（江藤　芳光君）　以上で全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第４５条により、その処理を議長に委任していただきたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤　芳光君）　異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申出があっておりますので、これを許します。髙木市長。

○市長（髙木　典雄君）　議長のお許しをいただきましたので、第５回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

９月２日から開会いたしました第５回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに各委員会を通じて連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決を賜り、さらに令和３年度の決算につきましても御認定をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じます。

さて、先日の大型で猛烈な勢力の台風１４号、かつて経験したことのない危険な台風と気象庁から最大級の警戒が呼びかけられる中、うきは市におきましては、災害対策本部を設置し、１３か所の避難所を開設するとともに、警戒レベル４、避難指示を発令するなど、災害への備えを講じたところでありますが、本日、市長公室長からの報告にもありましたとおり、農作物等に影響が出たものの大きな被害もなく、安堵いたしているところであります。これから、まだまだ台風への注意が必要と思われます。今後とも防災体制には十分気を引き締めて対応してまいりたいと存じております。

また、新型コロナウイルス感染症対策についてでありますが、このところ感染者数が減少していること等から、福岡県におきましては、先週、福岡コロナ特別警報を警報に引き下げました。一方、新型コロナウイルスのオミクロン株対応の新しいワクチン接種が来月から始まります。今

後とも緊張感をもって感染防止対策を徹底してまいりたいと、このように思っております。

　結びに、これからの季節、朝夕はしのぎやすくなってまいりますが、まだまだ残暑が続くと思われます。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意されまして、うきは市の発展のために、今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

○議長（江藤　芳光君）　それでは報告します。１２月定例会の開会日は１２月２日金曜日、開会予定といたしておりますので、報告をいたしておきたいと思います。

　これをもちまして、令和４年第５回うきは市議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

○事務局長（高瀬　将嗣君）　起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　江　藤　芳　光

署名議員　　竹　永　茂　美

署名議員　　岩　淵　和　明